

車両仕様書①

1. 件名 軽四貨物自動車メンテナンスリース契約

2. 対象車両

軽四貨物自動車（新車）軽バン1台

※規格等の詳細は、別紙2「車両仕様書②」のとおりとする。

3. メンテナンスリース期間

下表のとおりとする。

車両 No.	課名	号車 番号	メンテナンスリース期間
1	下水道施設管理課	13	令和7年10月1日から令和12年5月31日までの 56か月間

4. メンテナンスリース契約に含まれる項目

- (1) 車両代金
- (2) 自動車税及び自動車重量税
- (3) 自動車損害賠償責任保険
- (4) 登録その他諸費用（リサイクルに関する費用を含む）
- (5) 車両継続検査（車検）
- (6) 法定点検（1年ごと）
- (7) 一般整備（緊急時の点検・整備を含む）
- (8) エンジンオイル交換（点検ごとまたは必要に応じて）
- (9) タイヤ交換（スリップサイン（1.6 mm）以下または必要に応じて）
- (10) バッテリーの充電と交換（容量不足時または必要に応じて）
- (11) 消耗部品交換等（ライト等の電球、ワイヤーゴム、ベルト類等の交換及びウインドウウォッシャー液の補充等）

5. メンテナンス責任の範囲外の事項

- (1) 局（使用者）の故意もしくは重大な過失に起因する修理等
- (2) 経年変化等による自動車本体及び付属品の腐食・老化・退色の修理・復元等

6. 報告等

- (1) 点検業務について、点検月に合わせて事前に点検案内等を行うこと。
- (2) 局の要求に基づき、実施した各種点検整備において、点検実施後は点検整備記録簿を作成し提出すること。

7. その他

- (1) 文字入れ等の詳細については、落札後に担当者と打ち合わせること。
- (2) メンテナンスリース期間終了後の車両については、速やかに車体表示を抹消すること。
- (3) メンテナンス工場については、大分市内に自社整備工場がある、または大分市内に整備工場を有する業者と整備代行の契約ができること。要望として、可能な限り大分市登録の地場事業者を採用していただきたい。
- (4) 月間走行距離については、平均 1, 000 km未満とする。